

各交通圏タクシー準特定地域協議会 設置要綱の一部改正について

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年10月14日 （目的） 第1条 東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年10月14日 （目的） 第1条 東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(7) その他協議会が必要と認める者

① 東京労働局 労働基準部 監督課長

② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

⑥ 公益社団法人東京タクシーセンター 専務理事

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長

(2) 関係地方公共団体の長

① 東京都知事又はその指名する者

② 東京都中央区長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長

② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長

③ 東京ハイタク協議会 会長

(4) 労働組合等

① 東京ハイタク労働団体を代表する者

② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者

③ 自交総連東京地連を代表する者

(5) 地域住民

① 工藤芳郎(一般社団法人くらしのリサーチセンター)

② 下谷内富士子(公益社団法人全国消費生活相談員協会)

(6) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(8) その他協議会が必要と認める者

① 警視庁 交通部 交通規制課長

② 東京労働局 労働基準部 監督課長

③ 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

④ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

⑤ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑥ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

⑦ 公益社団法人東京タクシーセンター 専務理事

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第16項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。

④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表する。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 座長は、協議会の議事運営を統括する。

7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計17個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関東運輸局長が合意していること。

② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。

② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。

の過半数が合意すること。

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

附則 平成26年 1月24日 一部改正

附則 平成26年〇〇月〇〇日 一部改正

⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

16 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。

17 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正

附則 平成23年11月 4日 一部改正

附則 平成24年11月20日 一部改正

附則 平成25年11月28日 一部改正

附則 平成26年 1月24日 一部改正

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(7) その他協議会が必要と認める者

① 東京労働局 労働基準部 監督課長

② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長

(2) 関係地方公共団体の長

① 東京都知事又はその指名する者

② 東京都立川市長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長

② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長

(4) 労働組合等

① 東京ハイタク労働団体を代表する者

② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者

③ 自交総連東京地連を代表する者

(5) 地域住民

① 工藤芳郎(一般社団法人くらしのリサーチセンター)

② 下谷内富士子(公益社団法人全国消費生活相談員協会)

(6) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(8) その他協議会が必要と認める者

① 警視庁 交通部 交通規制課長

② 東京労働局 労働基準部 監督課長

③ 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

④ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

⑤ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑥ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第16項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
 - 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定

- 2 会長は、協議会を代表する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
 - 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
 - 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
 - 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会には事務局を設置する。
 - 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計17個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

- められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
- なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
 附則 平成23年11月 4日 一部改正
 附則 平成24年11月20日 一部改正
 附則 平成25年11月28日 一部改正
 附則 平成26年 1月24日 一部改正
 附則 平成26年〇〇月〇〇日 一部改正

- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 16 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 17 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
 附則 平成23年11月 4日 一部改正
 附則 平成24年11月20日 一部改正
 附則 平成25年11月28日 一部改正
 附則 平成26年 1月24日 一部改正

東京都南多摩交通圏タクシー**準**特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(7) その他協議会が必要と認める者

① 東京労働局 労働基準部 監督課長

② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長

(2) 関係地方公共団体の長

① 東京都知事又はその指名する者

② 東京都八王子市長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長

② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長

(4) 労働組合等

① 東京ハイタク労働団体を代表する者

② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者

③ 自交総連東京地連を代表する者

(5) 地域住民

① 工藤芳郎(一般社団法人くらしのリサーチセンター)

② 下谷内富士子(公益社団法人全国消費生活相談員協会)

(6) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(8) その他協議会が必要と認める者

① 警視庁 交通部 交通規制課長

② 東京労働局 労働基準部 監督課長

③ 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

④ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

⑤ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑥ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第16項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
 - 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定

- 2 会長は、協議会を代表する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
 - 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
 - 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
 - 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会には事務局を設置する。
 - 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計17個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

- められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
- なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
 附則 平成23年11月 4日 一部改正
 附則 平成24年11月20日 一部改正
 附則 平成25年11月28日 一部改正
 附則 平成26年 1月24日 一部改正
 附則 平成26年〇〇月〇〇日 一部改正

- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 16 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 17 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
 附則 平成23年11月 4日 一部改正
 附則 平成24年11月20日 一部改正
 附則 平成25年11月28日 一部改正
 附則 平成26年 1月24日 一部改正

東京都西多摩交通圏タクシー**準**特定地域協議会設置要綱（改正新旧）

改正	現行
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 準特定地域計画の作成 (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整 ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法	東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱 制定 平成21年11月 4日 （目的） 第1条 東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定義） 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車を用いる。 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。 （実施事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。 (1) 地域計画の作成 (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整 ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集 ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請 ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整 (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議 ① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成29年1月26日までとする。

(注)(1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(7) その他協議会が必要と認める者

① 東京労働局 労働基準部 監督課長

② 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

③ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

④ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑤ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関東運輸局長

(2) 関係地方公共団体の長

① 東京都知事又はその指名する者

② 東京都青梅市長又はその指名する者

(3) タクシー事業者等

① 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 会長

② 社団法人東京都個人タクシー協会 会長

(4) 労働組合等

① 東京ハイタク労働団体を代表する者

② 東京交運労協ハイタク部会を代表する者

③ 自交総連東京地連を代表する者

(5) 地域住民

① 工藤芳郎(一般社団法人くらしのリサーチセンター)

② 下谷内富士子(公益社団法人全国消費生活相談員協会)

(6) 学識経験者

① 太田和博(専修大学商学部教授)

② 戸崎肇(早稲田大学商学学術院教授)

(7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長

(8) その他協議会が必要と認める者

① 警視庁 交通部 交通規制課長

② 東京労働局 労働基準部 監督課長

③ 丁野朗(公益社団法人日本観光振興協会総合研究所長)

④ 天野真志(読売新聞東京本社論説委員)

⑤ 保坂健二(ニッポン放送編成局編成部副部長)

⑥ 佐藤良一(株式会社日立製作所渉外本部渉外部部長)

2 協議会は、前項の(2)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(8)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出をするものとする。

ただし、第5条第16項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成29年1月26日までとする。
 - 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
 - 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定

- 2 会長は、協議会を代表する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
 - 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
 - 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
 - 8 座長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会には事務局を設置する。
 - 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 12 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計17個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。
 - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

- められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 15 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 16 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。
- なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正
附則 平成26年〇〇月〇〇日 一部改正

- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

- 14 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。
- 15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 16 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 17 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 18 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 平成22年 9月21日 一部改正
附則 平成23年11月 4日 一部改正
附則 平成24年11月20日 一部改正
附則 平成25年11月28日 一部改正
附則 平成26年 1月24日 一部改正

公定幅運賃の指定について



関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

東京都特別区・武三交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

特別区・武三交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距 離 制 運 賃			時 間 距 離 併 用 制
	初乗運賃 2.0km	加算運賃		
A（上限運賃）	810 円	251 m	90 円	1 分 30 秒 90 円
B 運 賃	800 円	254 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
C 運 賃	790 円	257 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
D 運 賃	780 円	261 m	90 円	1 分 35 秒 90 円
下 限 運 賃	770 円	264 m	90 円	1 分 35 秒 90 円

	時 間 制 運 賃		
	初乗運賃 1時間	加算運賃	
A（上限運賃）	5,050 円	30 分	2,360 円
B 運 賃	5,000 円	30 分	2,330 円
C 運 賃	4,950 円	30 分	2,300 円
下 限 運 賃	4,900 円	30 分	2,270 円

②大型車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時 間 制 運 賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 1時間	加算運賃
A（上限運賃）	770 円	265 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		A（上限運賃）	4,850 円 30 分 2,230 円
B 運 賃	760 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		B 運 賃	4,800 円 30 分 2,200 円
C 運 賃	750 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		C 運 賃	4,750 円 30 分 2,170 円
D 運 賃	740 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		D 運 賃	4,700 円 30 分 2,140 円
下 限 運 賃	730 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		下 限 運 賃	4,650 円 30 分 2,110 円

③普通車

	距 離 制 運 賃			時 間 距 離 併 用 制
	初乗運賃		加算運賃	
	2.0km			
A（上限運賃）	730 円	280 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
B 運 賃	720 円	284 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
C 運 賃	710 円	288 m	90 円	1 分 45 秒 90 円
下 限 運 賃	700 円	292 m	90 円	1 分 50 秒 90 円

	時 間 制 運 賃		
	初乗運賃		加算運賃
	1時間		
A（上限運賃）	4,650 円	30 分	2,110 円
B 運 賃	4,600 円	30 分	2,080 円
C 運 賃	4,550 円	30 分	2,050 円
D 運 賃	4,500 円	30 分	2,020 円
下 限 運 賃	4,450 円	30 分	1,990 円

2. ハイヤー

1. で定める公定幅運賃の下限運賃以上とする。

3. 定額運賃

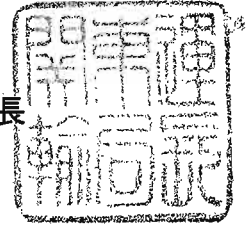
「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。



関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

北多摩、南多摩、及び西多摩交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円		A (上限運賃)	3,210 円 30 分 3,210 円
B 運賃	800 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円		B 運賃	3,170 円 30 分 3,170 円
C 運賃	790 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		C 運賃	3,130 円 30 分 3,130 円
D 運賃	780 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		D 運賃	3,090 円 30 分 3,090 円
下限運賃	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		下限運賃	3,050 円 30 分 3,050 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		A (上限運賃)	3,040 円 30 分 3,040 円
B 運賃	760 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		B 運賃	3,000 円 30 分 3,000 円
C 運賃	750 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		C 運賃	2,960 円 30 分 2,960 円
D 運賃	740 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		D 運賃	2,920 円 30 分 2,920 円
下限運賃	730 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		下限運賃	2,880 円 30 分 2,880 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加算運賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		A (上限運賃)	2,880 円 30 分 2,880 円
B 運賃	720 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		B 運賃	2,840 円 30 分 2,840 円
C 運賃	710 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		C 運賃	2,800 円 30 分 2,800 円
下限運賃	700 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		下限運賃	2,760 円 30 分 2,760 円

2. 定額運賃

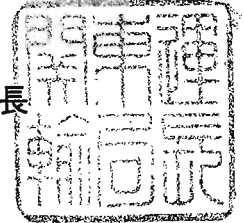
「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。



関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を経由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

北多摩、南多摩、及び西多摩交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加 算 運 賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円		A (上限運賃)	3,210 円 30 分 3,210 円
B 運 賃	800 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円		B 運 賃	3,170 円 30 分 3,170 円
C 運 賃	790 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		C 運 賃	3,130 円 30 分 3,130 円
D 運 賃	780 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		D 運 賃	3,090 円 30 分 3,090 円
下 限 運 賃	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		下 限 運 賃	3,050 円 30 分 3,050 円

②大型車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加 算 運 賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		A (上限運賃)	3,040 円 30 分 3,040 円
B 運 賃	760 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		B 運 賃	3,000 円 30 分 3,000 円
C 運 賃	750 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		C 運 賃	2,960 円 30 分 2,960 円
D 運 賃	740 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		D 運 賃	2,920 円 30 分 2,920 円
下 限 運 賃	730 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		下 限 運 賃	2,880 円 30 分 2,880 円

③普通車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加 算 運 賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		A (上限運賃)	2,880 円 30 分 2,880 円
B 運 賃	720 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		B 運 賃	2,840 円 30 分 2,840 円
C 運 賃	710 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		C 運 賃	2,800 円 30 分 2,800 円
下 限 運 賃	700 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		下 限 運 賃	2,760 円 30 分 2,760 円

2. 定額運賃

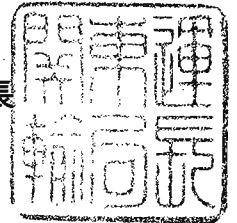
「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。



関自旅二第1650号
平成26年2月 6日

東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



運賃の範囲の指定に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり運賃の範囲を指定しようとすることから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を下記期限までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。

記

意見書の提出期限：平成26年2月26日

北多摩、南多摩、及び西多摩交通圏の運賃の範囲(案)

1. タクシー

①特定大型車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加 算 運 賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	810 円	248 m 90 円	1 分 30 秒 90 円		A (上限運賃)	3,210 円 30 分 3,210 円
B 運 賃	800 円	251 m 90 円	1 分 30 秒 90 円		B 運 賃	3,170 円 30 分 3,170 円
C 運 賃	790 円	254 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		C 運 賃	3,130 円 30 分 3,130 円
D 運 賃	780 円	258 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		D 運 賃	3,090 円 30 分 3,090 円
下 限 運 賃	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		下 限 運 賃	3,050 円 30 分 3,050 円

②大型車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加 算 運 賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	770 円	261 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		A (上限運賃)	3,040 円 30 分 3,040 円
B 運 賃	760 円	264 m 90 円	1 分 35 秒 90 円		B 運 賃	3,000 円 30 分 3,000 円
C 運 賃	750 円	268 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		C 運 賃	2,960 円 30 分 2,960 円
D 運 賃	740 円	272 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		D 運 賃	2,920 円 30 分 2,920 円
下 限 運 賃	730 円	275 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		下 限 運 賃	2,880 円 30 分 2,880 円

③普通車

	距 離 制 運 賃		時間距離併用制		時間制運賃	
	初乗運賃 2.0km	加 算 運 賃			初乗運賃 30分	加算運賃
A (上限運賃)	730 円	276 m 90 円	1 分 40 秒 90 円		A (上限運賃)	2,880 円 30 分 2,880 円
B 運 賃	720 円	280 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		B 運 賃	2,840 円 30 分 2,840 円
C 運 賃	710 円	284 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		C 運 賃	2,800 円 30 分 2,800 円
下 限 運 賃	700 円	288 m 90 円	1 分 45 秒 90 円		下 限 運 賃	2,760 円 30 分 2,760 円

2. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月17日付け公示)」1. (5)イの定額運賃(⑦を除く。)の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。